ロ　占有周波数帯幅が一一〇kHzを超え一六〇kHz以内のものにあつては、一、〇〇〇ヘルツの周波数で（±）七・五kHzの周波数偏移の変調をするために必要な入力電圧より三六デシベル高い入力電圧を加えた場合において、搬送波の周波数から五〇〇kHz離れた周波数の（±）八〇kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値であること。

第四十九条の十六第八号に次のただし書を加える。

ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

第四十九条の十六の二中「七七〇MHzを超え八〇六MHz以下」を「四七〇MHzを超え七一四MHz以下又は一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下」に改める。

別表第二号第17から第23までを次のように改める。

第17から第22まで	削除	
第23	特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。 1　周波数偏移が（±）40kHz以内のもの　110kHz 2　周波数偏移が（±）40kHzを超え（±）60kHz以内のもの　160kHz 3　周波数偏移が（±）60kHzを超え（±）150kHz以内のもの　330kHz 4　ステレオ伝送方式のもの　250kHz	

別表第二号第24を削り、同表第24の2を同表第24とし、同表第25中「第19まで並びに第21及び第22」を「第16まで」に改める。

別表第三中22中「、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局」を「(1,240MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局（1,240MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）」に改め、同22ただし書中「告示するもの」の次に「並びに特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局のうち総務大臣が別に告示するもの」を加える。

第二条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条第一項第一号の十二中「〇・〇一ワット以下」の下に「（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、〇・〇五ワット以下）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年七月二十五日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に免許を受けている特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

3　総務大臣は、この省令による改正前の設備規則（以下「旧規則」という。）の条件に適合する特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局については、平成二十六年三月三十一日までに当該陸上移動局の免許の申請があった場合に限り、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例により免許を与えることができる。この場合において、当該免許を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。

4　旧規則の条件に適合する特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備については、この省令の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例により法第十七条に規定する無線設備の変更の工事をすることができる。この場合において、当該陸上移動局の無線設備の条件については、附則第二項の規定を準用する。

5　この省令の施行の際現に受けている特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明及び法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、平成三十一年三月三十一日までは、なお効力を有する。

6　旧規則の条件に適合する特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備については、この省令の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。